

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	福堂 (福堂町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・現在は耕作者が圃場の移動に多くの時間を費やし、非効率な作業を強いられている。 ・水稲栽培時の品種が違ふことで、隣接圃場の刈取時期がずれることとなり、湿田化で作業弊害が発生している。 ・高齢耕作者の構成比率の増加傾向が顕著になり、耕作者不足が課題。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稲・麦・大豆主要作物とし、スマート農業を活用し更なる効率化を目指す。 ・福堂集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者の経営体が担うほか、認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。 ・福堂集落の水田利用は、農業法人アグリ福堂・認定農業者が担っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	135.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	135.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積・集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
福堂地区として、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、福堂地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
人手不足に対応するため、地元出身者やその親族以外にも外部からの人材を受入れし、地域での育成に取組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化を図れるものについては検討していく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ②⑨農耕畜連携により、堆肥の投入による肥料の削減。環境こだわり農業への取組み ③ザルビオを活用した、栽培管理（導入済） ドローン（導入済）・ロボット農機の導入				